

高等学校等教育改革促進事業費補助金交付要綱

令和 7 年 1 月 26 日
文部科学大臣決定

(通則)

第 1 条 高等学校等教育改革促進事業費補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「施行令」という。）に定めるもののほか、本交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第 2 条 この補助金は、公立の高等学校等（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）における教育の改革を推進するため、都道府県に基金を造成し、当該基金を活用して、教育の改革を先導する拠点を創出することを目的とする。

(交付対象事業)

第 3 条 この補助金は、「高等学校等教育改革促進基金管理運営要領」（令和 7 年 1 月 26 日文部科学省初等中等教育局長決定。以下「運営要領」という。）の第 2（1）及び（2）に定める都道府県が行う基金の造成（以下「基金造成事業」という。）に必要な経費を交付の対象とする。

(交付額の算定方法)

第 4 条 この補助金の交付額は、運営要領の別添の第 3 を実施するための基金の造成に要する経費の支出予定額から寄付金その他の収入額を控除した額と、文部科学大臣が必要と認めた額とを比較して少ない方の額とする。

ただし、算定された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(申請手続)

第 5 条 この補助金の交付の申請は、別紙様式 1 による交付申請書に関係書類を添えて、文部科学大臣が別に定める期日までに提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第 6 条 文部科学大臣は、前条による交付申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付の決定をしたときは、別紙様式2による交付決定通知書により速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を都道府県に通知するものとする。

2 交付の申請が文部科学省に到達してから交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30 日とする。

(変更申請手続)

第 7 条 都道府県は、補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して交付額の変更を行う場合には、速やかに別紙様式3による変更交付申請書を文部科学大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(申請の取下げ)

第 8 条 第6条の通知を受けた者は、補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、申請の取下げをすることができる。

2 前項の取下げをしようとするときは、文部科学大臣が別に定める期日までに別紙様式4による交付申請取下げ書を提出しなければならない。

(交付の条件)

第 9 条 この補助金の交付の決定には、都道府県に対し、次の条件が付されるものとする。

- 一 基金造成事業に係る運営及び管理に関する次の事項を公表しなければならない。
 - イ 基金の名称
 - ロ 基金の額
 - ハ 上記ロのうち国費相当額
- 二 運営要領の別添の第3に示す経費区分に基づく経費の配分は変更してはならない。
- 三 基金造成事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、文部科学大臣の承認を受けなければならない。
- 四 基金造成事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに別紙様式5による事業中止（廃止）承認申請書を文部科学大臣に提出し、その承認を受けなければならない。
- 五 基金造成事業が完了しない場合又は基金造成事業の遂行が困難となった場

合には、速やかに別紙様式6による事業遅延報告書を文部科学大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

六 基金造成事業に不正な使用が明らかになった場合（不正の使用が行われた疑いのある場合も含む。）には、速やかに調査を実施し、その結果を文部科学大臣に報告するものとする。

七 基金造成事業により造成される基金は、国からの補助金を財源としているものであることに鑑み、その活用に当たっては、次に掲げる事項に対応しなければならない。

イ 基金に係る経理と他の経理は区別しなければならない。

ロ 基金は善良な管理者の注意をもって管理し、第2条の交付の目的に反して、基金を取り崩し、処分し、又は担保に供してはならない。

ハ 基金の運用によって生じた利子その他の収入金は、基金に充てるものとする。

ニ 取崩見込がないなど基金の余剰額が明らかに見込まれる場合には、文部科学大臣は、基金の廃止前であっても当該余剰額を国庫に納付させることができる。

ホ 基金を解散する場合において、解散するときに保有する基金の残余額を文部科学大臣に報告し、その指示を受けて国庫に納付しなければならない。

ヘ 基金の解散後においても、運営要領別添の第2に定める実施主体からの返還が生じた場合には、これを国庫に納付しなければならない。

ト 補助金と基金造成事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式7による調書を作成するとともに、基金造成事業にかかる歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を基金造成事業の完了の日（基金造成事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。

チ 毎年度、別に定めるところにより、基金執行状況等を文部科学大臣に報告しなければならない。

八 基金造成事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならぬ。ただし、基金造成事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

（調査及び報告等）

第10条 文部科学大臣は、基金の適正な執行を図る必要があると認められるときには、都道府県に対し調査及び報告等を求めることができる。

(実績報告)

第 11 条 都道府県は、基金造成事業の完了若しくは廃止の承認があった場合には、基金造成事業が完了若しくは廃止の承認があった日から 1 か月を経過した日又は補助金の交付の決定をした会計年度の翌会計年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までに、補助金の交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合（基金造成が完了せずに国の会計年度が終了した場合）には、補助金の交付の決定をした会計年度の翌会計年度の 4 月 30 日までに、別紙様式 8 による実績報告書を文部科学大臣に提出しなければならない。

- 2 前項の場合において、実績報告書の提出期限について文部科学大臣の別段の承認を受けたときは、その期限によることができる。
- 3 第 1 項に規定する補助金の交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合における実績報告書には、翌会計年度に行う補助事業に関する計画を記載した資料を添付しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第 12 条 文部科学大臣は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて調査を行い、その報告に係る事業の内容が交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、都道府県に通知する。

- 2 文部科学大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95% の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消等)

第 13 条 文部科学大臣は、基金造成事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号の一に該当する場合には、第 6 条の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- 一 都道府県が、法令、本交付要綱又は法令若しくは本交付要綱に基づく文部科学大臣の処分又は指示に違反した場合
- 二 都道府県が、補助金を基金造成事業以外の用途に使用した場合
- 三 都道府県が、基金造成事業に関し不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- 四 交付決定後生じた事情の変更等により、基金造成事業の全部又は一部を継

続する必要がなくなった場合

- 2 文部科学大臣は、前項の取消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95% の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。ただし、第 1 項第 4 号に掲げる場合は除くものとする。
- 4 第 2 項に基づく補助金の返還について、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95% の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の経理)

第 14 条 都道府県は、基金造成事業の経理について、基金造成事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を帳簿によって明らかにしておくとともに、当該帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しておかなければならぬ。

(電磁的方法による提出)

第 15 条 都道府県は、適正化法、施行令又は本交付要綱の規定に基づく申請、届出、報告その他文部科学省に提出するものについては、電磁的方法（適正化法第 26 条の 3 第 1 項の規定に基づき文部科学大臣が定めるものをいう。）により行うことができる。

(電磁的方法による通知等)

第 16 条 文部科学大臣は、適正化法、施行令又は本交付要綱に規定する通知、承認、指示又は命令（以下「通知等」という。）について、都道府県が書面による通知等を受けることを予め求めた場合を除き、電磁的方法により通知等することができる。この場合、文部科学大臣は都道府県に到達確認を行うものとする。

(その他)

第 17 条 特別の事情により第 4 条、第 5 条及び第 11 条に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ文部科学大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

- 2 補助金の交付決定後の事情の変更等により、本交付要綱の変更が必要とな

った場合には、目的の範囲内で、文部科学大臣が変更することができる。

- 3 本交付要綱に定めるもののほか、この補助金の取扱いに関し必要な事項は、その都度定めるものとする。

附則 この交付要綱は令和7年12月26日から施行する。

(別紙様式1)

第 号
令和 年 月 日

文部科学大臣 ○○ ○○ 殿

住 所
名称及び代表者名 都道府県知事 ○○ ○○

高等学校等教育改革促進事業費補助金交付申請書

高等学校等教育改革促進事業費補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて次のとおり交付を申請します。

- | | | | |
|-----|------------------|---|---|
| 1 | 交付申請額 | 金 | 円 |
| 2 | 基金造成経費所要額調書(別紙1) | | |
| 3 | 基金造成事業計画書(別紙2) | | |
| 4 | 銀行口座情報(別紙3) | | |
| 5 | 添付書類 | | |
| (1) | 歳入歳出予算(見込)書抄本 | | |
| (2) | その他参考となる書類 | | |

【担当者連絡先】部署名担当者連絡先
(電話番号、メールアドレスを記載)

(別紙様式1 別紙1)

基金造成経費所要額調書

単位：円

区分	基金造成に要する 経費の支出予定額 (A)	寄付金その他の 収入額 (B)	算出額 (A-B) (C)	補助金所要額
産業イノベーション人材育成等に資する高等学校等教育改革促進事業				
(1)アドバンスト・エッセンシャルワーカー等育成支援				
(2)理数系人材育成支援				
(3)多様な学習ニーズに対応した教育機会の確保				
都道府県事務費				
合 計				

基金造成事業計画書

基金の保有区分	保管予定額	備考
産業イノベーション人材育成等に資する高等学校等教育改革促進事業（うち、三類型に応じた経費）	(円)	
産業イノベーション人材育成等に資する高等学校等教育改革促進事業（うち、都道府県事務費）	(円)	
合計額		

(注) 1 基金の保有区分は、保有形態別に記載すること。

2 備考欄は、基金の造成予定年月日、年利率等を記載すること。

(別紙様式1 別紙3 (銀行口座情報))

住所	
名称	
代表者役職名、氏名	

※1 上記は国庫金振込通知書の発送先となります。

振込先口座 (注意: 国庫金を取り扱っていない銀行には振込できません)			
カナ口座名義 ※通帳に表記されているカナ口座名義を記入			
ゆうちょ銀行以外の金融機関			
金融機関名		支店名	
金融機関コード <small>※"0"を省略せずに必ず4桁で記入</small>		店舗コード <small>※"0"を省略せずに必ず4桁で記入</small>	
預金種別 <small>※普通預金、当座預金、別段預金のいずれかを記入</small>		口座番号 <small>※必ず7桁で記入。7桁未満の場合は、頭に"0"を付けて7桁にすること。</small>	
ゆうちょ銀行 (通帳に表記されている記号5桁及び番号8桁を記入)			
ゆうちょ銀行	記号	1 0	
	番号	1	
上記、振込先口座についての問合わせ先			

担当者役職名、氏名	
電話番号	
メールアドレス	

※2 注意 契約書・補助金交付申請書の一部となり、容易に変更ができないので、記入漏れ・記入誤りがないかご確認のうえ、ご提出ください。

(別紙様式2)

第 号

都道府県知事 ○○ ○○ 殿

高等学校等教育改革促進事業費補助金交付決定通知書

令和〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で申請のあった高等学校等教育改革促進事業費補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第6条及び高等学校等教育改革促進事業費補助金交付要綱（令和7年12月26日文部科学大臣決定。以下「交付要綱」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり交付することに決定したので、同法第8条及び同項に基づき通知する。

令和〇年〇〇月〇〇日

文 部 科 学 大 臣

1. 補助金の交付の対象となる経費は、交付要綱第3条に定める経費であり、その内容は、令和〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号交付申請書記載のとおりである。
2. 補助金の額は、次のとおりである。
補助金の額_____円
3. この補助金は交付要綱第9条各号に定める条件を付して交付することとする。
4. 基金造成事業に係る実績報告については、交付要綱第11条に定めるところにより行われなければならない。
5. 補助金の額の確定は、交付要綱第12条に定めるところによる。
6. このほか、都道府県は、適正化法、同法施行令及び交付要綱の定めるところに従わなければならない。

【担当者連絡先】部署名

連絡先（電話番号、メールアドレスを記載）

(別紙様式3)

第 号
令和 年 月 日

文部科学大臣 ○○ ○○ 殿

住 所
名称及び代表者名 都道府県知事 ○○ ○○

高等学校等教育改革促進事業費補助金変更交付申請書

令和 年 月 日付け 文科初第 号で交付の決定を受けた高等学校等教育改革促進事業費補助金について、高等学校等教育改革促進事業費補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請する。

- | | | |
|------------|---|---|
| 1 既交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 変更後交付申請額 | 金 | 円 |
| 3 変更増減額 | 金 | 円 |
| 4 変更の事由 | | |
-
-
-

- 5 その他参考となる書類

【担当者連絡先】部署名担当者連絡先
(電話番号、メールアドレスを記載)

(別紙様式4)

第 号
令和 年 月 日

文部科学大臣 ○○ ○○ 殿

住 所
名称及び代表者名 都道府県知事 ○○ ○○

高等学校等教育改革促進事業費補助金交付申請取下げ書

令和 年 月 日付け 第 号で交付の申請を行った高等学校等教育改革促進事業費補助金について、高等学校等教育改革促進事業費補助金交付要綱第8条第2項の規定により、以下の事由により取り下げたいので申請します。

申請を取り下げる事由

【担当者連絡先】部署名担当者連絡先
(電話番号、メールアドレスを記載)

(別紙様式5)

第 号
令和 年 月 日

文部科学大臣 ○○ ○○ 殿

住 所
名称及び代表者名 都道府県知事 ○○ ○○

高等学校等教育改革促進事業費補助金事業中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け 文科初第 号で交付の決定を受けた高等学校等教育改革促進事業費補助金について、高等学校等教育改革促進事業費補助金交付要綱第9条第四号の規定により、以下の事由により事業を中止（廃止）したいので、承認くださるよう申請します。

中止（廃止）の事由

【担当者連絡先】部署名担当者連絡先
(電話番号、メールアドレスを記載)

(別紙様式6)

第 号
令和 年 月 日

文部科学大臣 ○○ ○○ 殿

住 所
名称及び代表者名 都道府県知事 ○○ ○○

高等学校等教育改革促進事業費補助金事業遅延報告書

令和 年 月 日付け 文科初第 号で交付の決定を受けた高等学校等教育改革促進事業費補助金事業について、以下の事由により予定の期間内に完了できなくなりましたので高等学校等教育改革促進事業費補助金交付要綱第9条第五号の規定により報告します。

遅延の事由

完了予定期日 令和 年 月 日

【担当者連絡先】部署名担当者連絡先
(電話番号、メールアドレスを記載)

(別紙様式7)

高等学校等教育改革促進事業費補助金調書

令和 年度 文部科学省

(都道府県名)

国		都道府県								備考	
歳出予算科目	交付決定額 円	歳入			歳出						
		科目	予算現額 円	収入済額 円	科目	予算現額 円	うち補助金 相当額	支出済額	うち補助金 相当額		
(項) (目)											

(記入要領)

- 「国」の「歳出予算科目」は、項及び目（交付決定が目の細分において行われる場合は目の細分まで）を記載すること。
- 「都道府県」の「科目」は、歳入にあっては款、項、目、節を、歳出にあっては、款、項、目をそれぞれ記入すること。
- 「予算現額」は、歳入にあっては、当初予算額、補正予算等の区分を、歳出にあっては、当初予算額、補正予算額、予備費、支出額、流用増減等の区分を明らかにして記入すること。
- 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記入すること。

(別紙様式8)

第 号
令和 年 月 日

文部科学大臣 ○○ ○○ 殿

住 所
名称及び代表者名 都道府県知事 ○○ ○○

高等学校等教育改革促進事業費補助金実績報告書

高等学校等教育改革促進事業費補助金交付要綱第11条第1項の規定により関係書類を添えて次のとおり報告します。

- | | | |
|---------------------|---|---|
| 1 確定額 | 金 | 円 |
| 2 基金造成経費精算書（別紙1） | | |
| 3 基金造成事業実施状況調書（別紙2） | | |
| 4 添付書類 | | |
| （1）条例 | | |
| （2）歳入歳出予算（見込）書抄本 | | |
| （3）その他参考となる書類 | | |

【担当者連絡先】部署名担当者連絡先
(電話番号、メールアドレスを記載)

(別紙様式8 別紙1)

基 金 造 成 経 費 精 算 書

単位：円

区分	交付決定額 (A) 円	基金造成額 (B) 円	確定額 (A-B) 円
産業イノベーション人材育成等に資する高等学校等教育改革促進事業			
(1)アドバンスト・エッセンシャルワーカー等育成支援			
(2)理数系人材育成支援			
(3)多様な学習ニーズに対応した教育機会の確保			
都道府県事務費			
合計			

基金造成事業実施状況調書

基金の保有区分	造成年月日	保管額	年利率	備考
産業イノベーション人材育成等に資する高等学校等教育改革促進事業（うち、三類型に係る経費）		（円）		
産業イノベーション人材育成等に資する高等学校等教育改革促進事業（うち、都道府県事務費）		（円）		
合計				